

令和3年
春の火災予防運動

期間 令和3年4月12日(月)から18日(日)まで

統一防火標語 『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』



下北地域広域行政事務組合
消防本部

令和3年春の火災予防運動実施要綱

下北地域広域行政事務組合消防本部

1 目的

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、もって火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的とする。

2 統一防火標語

『その火事を 防ぐあなたに 金メダル』

3 実施期間

令和3年4月12日（月）から18日（日）までの7日間

4 実施区域

下北地域広域行政事務組合全域5市町村
（むつ市、大間町、東通村、風間浦村、佐井村）

5 重点目標

- (1) 住宅防火対策の推進
- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
- (3) 放火火災防止対策の推進
- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
- (7) 林野火災予防対策の推進
- (8) 地域における防火安全体制の充実
- (9) 大規模産業施設の安全確保
- (10) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進
- (11) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

6 推進項目

- (1) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅用火災警報器の設置の徹底、適切な維持管理の方法と、その必要性の具体的な広報及び経年劣化した住宅用火災警報器の交換の推進
 - イ 住宅用消火器を始めとした住宅用防災機器等の普及促進
 - ウ たばこ火災に係る注意喚起広報の実施
 - エ 防災品の周知及び普及促進
 - オ 消防団、女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織等と連携した広報・普及啓発活動の推進
 - カ 地域の実情に即した広報の推進
 - キ 高齢者等の要配慮者の把握や安全対策に重点を置いた死者発生防止対策の推進
 - ク 地震台風等の自然災害時における火災対策の推進

- (2) 乾燥時及び強風時の火災発生防止対策の推進
 - ア 延焼拡大危険性の高い地域を中心とした火災予防広報や警戒の徹底
 - イ 火災予防広報の実施
 - ウ たき火等を行う場合の消火準備及び監視の励行
 - エ 火気取扱いにおける注意の徹底
 - オ 工事等における火気管理の徹底

- (3) 放火火災防止対策の推進
 - ア 放火火災に対する地域の対応力の向上
 - イ ガソリンの容器詰替え販売における本人確認等の徹底
 - ウ パチンコ店及び物品販売店舗における放火火災防止対策の徹底
 - エ 効果的な放火火災被害の軽減対策の実施

- (4) 特定防火対象物等における防火安全対策の徹底
 - ア 防火管理体制の充実
 - イ 避難施設等及び老朽化消火器を始めとする消防用設備等の維持管理の徹底
 - ウ 防災物品の使用の徹底及び防災製品の使用の促進
 - エ 防火対象物定期点検報告制度及び防災管理点検報告制度の周知徹底
 - オ 違反のある防火対象物に対する是正指導の推進
 - カ ホテル・旅館等における防火安全対策の徹底
 - キ 表示制度及び公表制度の取組の推進
 - ク 高齢者や障がい者等が入居する小規模福祉施設における防火安全対策の徹底
 - ケ 有床診療所・病院等における防火安全対策の徹底
 - コ 飲食店における防火安全対策の徹底
 - サ 大規模倉庫における防火安全対策の徹底
 - シ 生計困難者等の住まいにおける防火安全対策の徹底
 - ス 外国人来訪者や障害者等が利用する施設における災害情報の伝達及び避難誘導に係る取組の推進
 - セ 超大規模防火対象物等における自衛消防活動の実効性向上に係る取組の推進

- (5) 製品火災の発生防止に向けた取組の推進
 - 製品の適切な使用・維持管理及び製品火災に関する注意情報の周知徹底

- (6) 多数の者が集合する催しに対する火災予防指導等の徹底
 - ア 催しを主催する者に対する指導
 - イ ガソリン等の貯蔵・取扱いに対する指導
 - ウ 火気器具を使用する屋台等への指導
 - エ 照明器具の取扱いに係る指導

(7) 林野火災予防対策の推進

- ア 林野周辺住民、入山者等の防火意識の高揚
- イ 火災警報発令中における火の使用制限の徹底
- ウ 火入れに際しての手続き等の徹底
- エ 林野所有者等に対する林野火災予防措置の指導の強化

(8) 地域における防火安全体制の充実

- ア 消防団員確保を推進することによる地域の火災予防体制の充実
- イ 女性（婦人）防火クラブ及び自主防災組織の整備充実
- ウ 在日外国人に対する火災予防広報の実施

(9) 大規模産業施設の安全確保

- ア 当該施設の実態把握
- イ 当該施設で取り扱う危険性物品（廃棄物の処理・加工品を含む。）の把握
- ウ 当該施設に係る防火安全対策の徹底
- エ 事故の発生、対処状況について消防機関への速やかな通報連絡・情報提供の徹底

(10) 電気火災・燃焼機器火災予防対策の推進

- ア 電気配線・燃料配管の適切な維持管理
- イ 老朽化した器具や配線・配管の交換の推進
- ウ 電気機器や燃焼機器等の正しい使用の徹底

(11) 文化財建造物等の防火安全対策の徹底

7 実施要領

- (1) 実施にあたっては、別紙1「住宅防火 いのちを守る 7つのポイント」に関する広報をするとともに、別紙2「令和3年春の火災予防運動実施計画書」に基づいて行うものとする。
- (2) 関係団体への協力依頼及び各種媒体を積極的に活用した広報を行うとともに地域の実情に応じて消防団、幼年・少年消防クラブ、婦人防火クラブ等の関係団体との連携のもとに本運動の推進と充実を図るため、消防訓練やイベント等の各種事業を積極的に実施するものとする。